

雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第92条、令第2条第1項第四号

自動車車庫等部分

容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分において、令第2条第1項第四号イの規定における「自動車車庫等部分」と扱う部分は以下の通りとする。

「自動車車庫等部分」と扱う部分	該当
カーリフト※	○
車庫に付属する階段	×
工具庫	×
消防設備庫	×
油圧室	×

※「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に関する部分」の誘導車路に該当する。

技術的助言等	
参考資料等	